

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定によつて広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路三・
四・七〇七号中調子温井線及び三・三・七〇三号川の内線の変更に係る同法第十四条第一項
に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市局都市企画課において縦覧に供
する。

平成二十二年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦